



〔清流 仁淀川〕

# 第90回 定時株主総会 招集ご通知

## 新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、事前に書面（郵送）により議決権をご行使いただき、当日のご来場は見合わせていただくことも含めご検討くださいますようお願い申し上げます。

当日は、例年より規模を縮小して開催いたします。また、お土産につきましても本年から取りやめとさせていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

当日のご来場を検討されている株主さまにおかれましては、感染の流行状況やご自身の体調にご留意いただき、会場における感染予防のための措置へのご協力もお願ひ申し上げます。

なお、今後の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ウェブサイト（<https://www.kodoshi.co.jp/>）にてお知らせいたします。

## 郵送による議決権行使期限

2020年6月23日（火曜日）

午後4時30分までに到着

## 開催日時

2020年6月24日（水曜日）

午前10時

## 開催場所

高知県高知市春野町弘岡上648番地

当社本社2階ホール

（末尾の会場のご案内をご参照ください。）

## 決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役5名選任の件

株主各位

証券コード：3891

2020年6月9日

高知県高知市春野町弘岡上648番地

**ニッポン高度紙工業株式会社**

代表取締役社長 山岡 俊則

## 第90回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第90回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年6月23日（火曜日）午後4時30分までに到着するようご送付のほどお願い申し上げます。

敬 具

記

**1** 日 時

2020年6月24日（水曜日）午前10時

**2** 場 所

高知県高知市春野町弘岡上648番地  
当社本社2階ホール

（末尾の会場のご案内をご参照ください。）

### 3 目的事項

- 報告事項**
1. 第90期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第90期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件

- 決議事項**
- 第1号議案** 剰余金処分の件
- 第2号議案** 取締役5名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 次の事項につきましては、法令および当社定款第14条の規定にもとづき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kodoshi.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
  - ①連結計算書類の連結注記表
  - ②計算書類の個別注記表したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類または計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトにおいて掲載いたしますので、ご了承ください。



## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案

## 剰余金処分の件

当社は、株主のみなさまへの適切な利益還元を重要な政策と位置づけるとともに、お客さまへの安定供給体制を確保し、積極的な研究開発および生産設備投資のための内部留保の充実をはかることを基本方針といたしております。

上記方針および当事業年度の業績等を勘案しつつ、普通配当を安定的に維持するべく、剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

期末配当につきましては、以下のとおり1株につき10円といたしたいと存じます。これにより、中間配当金10円を加えた年間配当金は、1株につき20円となります。

**1****配当財産の種類****金銭****2****配当財産の割当てに関する事項  
およびその総額**

当社普通株式1株につき

**金10円**

配当総額

**107,566,850円****3****剰余金の配当が  
効力を生ずる日****2020年6月25日**

第2号議案

## 取締役5名選任の件

現任の取締役6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となり、取締役鎮西正一郎、溝渕泰司の両氏は退任されます。つきましては、社外取締役1名を含む取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	<p>山岡俊則 (1953年8月3日生)</p> <p>再任</p>	<p>1991年10月 当社入社 2002年8月 NIPPON KODOSHI KOGYO (MALAYSIA) SDN. BHD. DIRECTOR (現任) 2005年4月 当社管理本部長 2005年6月 当社取締役 当社執行役員 2009年6月 当社常務執行役員 2012年3月 当社営業本部長 2015年6月 当社代表取締役社長 (現任) 当社社長執行役員 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) NIPPON KODOSHI KOGYO (MALAYSIA) SDN. BHD. DIRECTOR</p>	83,200株
<p><b>取締役候補者とした理由</b></p> <p>山岡俊則氏は、5年にわたり代表取締役社長として当社および当社グループを統括しており、今後のさらなる発展に向けた経営戦略の策定・推進に適任であり、引き続き強力なリーダーシップを発揮できる人材と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
2	ちか もり しゅん じ <b>近 森 俊 二</b> (1957年5月1日生) 再任	1981年3月 当社入社 2005年3月 当社デバイス技術兼営業部長 2010年1月 蘇州萬旭光電通信有限公司 総経理 (出向) 2013年6月 当社管理本部長 (現任) 当社執行役員 2015年6月 当社取締役 (現任) 当社常務執行役員 (現任) 当社コンプライアンス担当役員 (現任) 2015年8月 NIPPON KODOSHI KOGYO (MALAYSIA) SDN. BHD. DIRECTOR (現任) 2019年6月 当社営業本部長 (現任) (重要な兼職の状況) NIPPON KODOSHI KOGYO (MALAYSIA) SDN.BHD. DIRECTOR	7,900株
<b>取締役候補者とした理由</b> 近森俊二氏は、事業部門の技術、営業領域の責任者を務め、海外への出向経験もあり、豊富な経験を有しております。現在は取締役常務執行役員管理本部長として、当社の企業価値向上に尽力しており、今後も引き続きその豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映できる人材と判断し、取締役として選任をお願いするものであります。			
3	にし むら けん <b>西 村 謙</b> (1956年2月12日生) 再任	1976年3月 当社入社 2006年2月 当社春野製造部長 2011年6月 当社執行役員 (現任) 2013年6月 当社高知製造本部長 2017年6月 当社取締役 (現任) 当社生産統括本部長 (現任)	1,158株
<b>取締役候補者とした理由</b> 西村謙氏は、長年製造部門の責任者を務め、また海外子会社の役員を兼務した経験も有しております。現在は取締役執行役員生産統括本部長として当社の企業価値向上に尽力しており、その豊富な経験と幅広い知識を当社の経営に反映できる人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	ふりがな氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
4	やたべ たつ し <b>矢田部 達志</b> (1972年7月17日生) 新任	1996年4月 当社入社 2017年3月 当社営業本部営業部長代理 2020年3月 当社営業本部営業部長 (現任)	一株
	<b>取締役候補者とした理由</b> 矢田部達志氏は、入社以来長年にわたり営業業務に携わり、現在は同部門の責任者としてリーダーシップを発揮しております。営業部長としての経験や知識、またその若い力を当社の経営に活かすことにより、当社の企業価値向上に寄与できる人材と判断し、新たに取締役として選任をお願いするものであります。		
5	とお ごう きよし <b>十河 清</b> (1948年2月3日生) 再任 社外	1971年4月 高知県庁入庁 2007年4月 同政策企画部長 2008年1月 高知県副知事 2012年6月 高知空港ビル株式会社 代表取締役社長 (現任) 2015年6月 当社取締役 (現任) (重要な兼職の状況) 高知空港ビル株式会社代表取締役社長	一株
	<b>社外取締役候補者とした理由</b> 十河清氏は、長年にわたる行政機関における経験に加え、経営者としての幅広い知識も有しており、今後も当社の経営全般について客観性かつ透明性をもって社外取締役としての役割を遂行していただきたく、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 十河清氏は、社外取締役候補者であります。
2. 矢田部達志氏は、新任取締役候補者であります。
3. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
4. 当社は、会社法第427条第1項の規定にもとづき、十河清氏との間に同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約にもとづく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
5. 十河清氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終了の時をもって5年となります。なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として届け出ております。

以上

## 1 当社グループの現況に関する事項

### (1) 事業の経過およびその成果

#### ① 全般の状況

当連結会計年度の世界経済およびわが国経済につきましては、米中貿易摩擦の影響が残る中、期末にかけて新型コロナウイルスの感染拡大による世界的な経済活動への影響があり、予断を許さない状況となりました。

当社グループの関連市場であるエレクトロニクス業界におきましては、データセンター需要の復調や5Gの本格的な普及に向けた基地局などへの設備投資が期待されているものの、市況に持ち直しの動きがみられない状況が続きました。

このような状況の中、コンデンサ用セパレータは、車載向けで自動車の電装化率上昇による部品搭載点数の増加はあるものの、世界的な生産台数減少の影響が大きく、あわせて、工作機械などの産業機器向けの需要低迷もあり、当連結会計年度の売上高は10,034百万円（前連結会計年度比1,741百万円、14.8%減）となりました。

電池用セパレータは、海外における風力発電やスマートメーター向けの電気二重層キャパシタ用が年間を通じて好調に推移したことに加え、車載向け大型リチウムイオン電池用が燃費向上を目的とした採用車種の増加にともない需要拡大したため、当連結会計年度の売上高は3,065百万円（前連結会計年度比960百万円、45.6%増）となりました。

この結果、当社グループの当連結会計年度の売上高は、電池用セパレータがリチウムイオン電池用を中心に大幅な伸張となりましたが、主力のコンデンサ用セパレータの需要は回復に至らず、13,099百万円（前連結会計年度比1,273百万円、8.9%減）となりました。

利益面におきましては、売上高減少とそれともなう稼働率低下による原価率上昇などにより、営業利益は995百万円（前連結会計年度比351百万円、26.1%減）、経常利益は970百万円（前連結会計年度比342百万円、26.1%減）となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、子会社譲渡による特別利益などを計上した前連結会計年度比で減少し、691百万円（前連結会計年度比803百万円、53.8%減）となりました。

## ② 当連結会計年度における事業セグメントの状況

区 分	売上高実績		前連結会計年度比	
	金額 (百万円)	構成比 (%)	増減金額 (百万円)	増減率 (%)
<b>セパレータ事業</b>				
(コンデンサ用セパレータ)	(10,034)	(76.6)	(△1,741)	(△14.8)
(電池用セパレータ)	(3,065)	(23.4)	(960)	(45.6)
(パルプ)	(-)	(-)	(△492)	(△100.0)
<b>合 計</b>	<b>13,099</b>	<b>100.0</b>	<b>△1,273</b>	<b>△8.9</b>

## (2) 設備投資および資金調達の状況

当連結会計年度における設備投資につきましては、セパレータ事業で品質向上等を目的とした抄紙設備関連440百万円、その他機能維持や合理化等の経常投資を含め、総額964百万円の設備投資を実施しました。

なお、資金調達としましては、設備資金、長期運転資金として1,200百万円を借入により調達しました。

## (3) 主要な借入先 (2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高	
株式会社三菱UFJ銀行	1,198	百万円
株式会社四国銀行	1,111	

---

#### (4) 対処すべき課題

中長期的には、工作機械や白物家電市場、自動運転などに代表されるCASE市場の伸張が見込まれる車載向け、市場拡大が続くIoTや5G関連などでのコンデンサ用セパレータ需要の増加に加え、電池用セパレータの堅調な推移を見込んでおります。

翌連結会計年度は、世界的に感染拡大した新型コロナウイルスの影響・収束時期が不透明な状況です。工作機械の受注回復に遅れが生じ、自動車の販売台数も世界的に落ち込んでおりますが、テレワークの推進によりノートPCの販売台数が増え、データセンターや5G基地局の設置も進むなど多岐にわたる市場に影響が及んでおります。

当社グループにおきましては、マレーシアの現地子会社を含めた各事業所において新型コロナウイルスの感染が発生した場合、事業所の閉鎖や操業停止などによりセパレータ製品の供給に支障をきたす可能性があります。

当社は、従来より、顧客への製品の安定供給責任を果たすためBCM活動に取り組んでおり、原料の安定調達につきましてもSCMの観点に立ち、しっかりと対応しております。さらに、「安全・健康はすべてに優先する」という経営方針のもと、今般の感染拡大に際して3月に対策本部を立ち上げ、政府の緊急事態宣言などの指針も踏まえ、会議体の縮小、事業所間の移動禁止、出勤時の検温、マスク着用等の予防体制を構築するとともに、テレワークの開始などを進め、従業員の安全を確保し感染予防に努めております。また、当社製品を安定的に供給するため製品在庫の積み増しを行い、お客様に安心していただくとともに、不測の事態に備え手元資金の積み増しなどの対策を講じております。

また、2020年3月に、当社は、従業員の健康管理に戦略的に取り組んでいる企業として「健康経営銘柄」に初選定されるとともに、「健康経営優良法人～ホワイト500～」には2年連続で認定されました。

これらは、従業員の健康管理、安全衛生面を重視した当社の取り組みが評価されたものと認識しております。今後も、健康経営を推進することで企業価値の向上を目指してまいります。

## (5) 直前3事業年度の財産および損益の状況

区 分	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度 (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	15,089	17,128	14,373	13,099
経常損益 (百万円)	344	1,561	1,313	970
親会社株主に帰属する当期純損益 (百万円)	△454	426	1,495	691
1株当たり当期純損益 (円)	△42.21	39.66	139.00	64.27
総資産 (百万円)	23,190	22,897	22,482	22,304
純資産 (百万円)	12,473	12,856	14,252	14,710
1株当たり純資産額 (円)	1,159.57	1,195.22	1,325.03	1,367.56

(注) 1. △印は、損失を示しています。

2. 2019年度（当連結会計年度）については、前記（1）事業の経過およびその成果に記載のとおりであります。

## 売上高 (単位：百万円)



## 経常損益 (単位：百万円)



## 親会社株主に帰属する当期純損益 (単位：百万円)



## 1株当たり当期純損益 (単位：円)



## 総資産・純資産 (単位：百万円)



## 1株当たり純資産額 (単位：円)



## (6) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

当社グループは、主としてセパレータに関する製品の開発・製造・販売をおこなっております。当社グループは、セパレータ事業の単一セグメントであり、セグメントごとの記載をしておりません。

当社グループが提供する主な製品は以下のとおりであります。

事業区分	主要製品
セパレータ事業	<コンデンサ用セパレータ> アルミ電解コンデンサ・導電性高分子固体コンデンサ用セパレータ <電池用セパレータ> リチウムイオン電池・電気二重層キャパシタ・アルカリ乾電池用セパレータ

## (7) 主要な営業所および工場 (2020年3月31日現在)

### ① 当社

本社 高知県高知市春野町弘岡上648番地

工場 本社工場 高知県高知市

安芸工場 高知県安芸市

南国工場 高知県南国市

米子工場 鳥取県米子市

### ② 子会社

NIPPON KODOSHI KOGYO (MALAYSIA) SDN. BHD. (マレーシア)

## (8) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

使用人数	前連結会計年度末比増減
440名	一名

(注)使用人数は就業員数であり、臨時従業員33名は含んでおりません。

## (9) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
NIPPON KODOSHI KOGYO (MALAYSIA) SDN.BHD.	9,649 キリンギット	100.0 %	セパレータ裁断加工・販売

## (10) その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当する事項はありません。

## 2 当社の株式に関する事項 (2020年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 28,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 10,756,685株 (自己株式196,897株を除く。)
- (3) 当事業年度末の株主数 3,020名
- (4) 上位10名の株主

順位	株主名	持株数	持株比率
1	東京産業洋紙株式会社	1,000 千株	9.30 %
2	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	713	6.63
3	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	679	6.32
4	T M Y 株式会社	670	6.24
5	日本紙パルプ商事株式会社	518	4.82
6	株式会社 四国銀行	506	4.70
7	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・王子マネジメントオフィス株式会社退職給付信託口)	493	4.59
8	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・王子製紙株式会社退職給付信託口)	422	3.93
9	関 株 式 会 社	390	3.63
10	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	358	3.33

- (注) 1. 7位の「日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・王子マネジメントオフィス株式会社退職給付信託口)」および8位の「日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (三井住友信託銀行再信託分・王子製紙株式会社退職給付信託口)」にかかる議決権の行使等の権利は、それぞれ委託者である王子マネジメントオフィス株式会社および王子製紙株式会社に留保されております。
2. 2019年3月31日時点で主要株主であったTMY株式会社は、2019年5月24日に実施された立会外分売により、同日付で主要株主ではなくなっております。
3. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

## 3 当社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

## 4 当社役員に関する事項

### (1) 取締役および監査役の状況

(2020年3月末現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役会長	鎮西 正一郎		
代表取締役社長	山岡 俊則	社長執行役員	NIPPON KODOSHI KOGYO (MALAYSIA) SDN. BHD. DIRECTOR
取締役	近森 俊二	常務執行役員 管理本部長 営業本部長 コンプライアンス担当役員	NIPPON KODOSHI KOGYO (MALAYSIA) SDN. BHD. DIRECTOR
取締役	西村 謙	執行役員 生産統括本部長	
取締役	溝渕 泰司	執行役員 経営企画室長	
取締役	十河 清		高知空港ビル株式会社 代表取締役社長
監査役(常勤)	鍋島 宣彦		
監査役	寺田 覚		
監査役	斉藤 章		
監査役	前田 和秀		

(注) 1. 取締役 十河清氏は、社外取締役であります。

2. 監査役 寺田覚、斉藤章、前田和秀の3氏は、社外監査役であります。

### 3. 監査役の選任理由

地位	氏名	選任理由
監査役（常勤）	鍋島宣彦	直接会社経営に関与された経験はありませんが、監査室での長年にわたる職務経験により培われた知識・経験を有しており、また海外への出向経験もあることから、その豊富な経験と知識を当社の監査に反映できる人材と判断し、選任しております。
監査役	寺田覚	直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士、税理士として専門的知識を有しており、その知識・経験を当社の監査に反映できる人材と判断し、選任しております。
監査役	斉藤章	直接会社経営に関与された経験はありませんが、公認会計士、税理士として専門的知識を有しており、行政機関における監査経験などを当社の監査に反映できる人材と判断し、選任しております。
監査役	前田和秀	直接会社経営に関与された経験はありませんが、過去の職務経験により、高い法令遵守の精神および中立性を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行できる人材と判断し、選任しております。

### 4. 独立役員

取締役 十河清、監査役 寺田覚、斉藤章、前田和秀の4氏は、当社との間に特別な利害関係がないことから独立性が高く、一般株主との利益相反が生じるおそれがないものと判断して独立役員に指定し、東京証券取引所に届け出ております。

### 5. 当社は、執行役員制度を導入しており、取締役を兼務していない執行役員は、次の1名であります。

地位	氏名	担当
執行役員	中山龍夫	技術開発本部長兼 品質環境統括本部長

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）および監査役との間に、会社法第427条第1項の規定にもとづき、同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項に定める額を限度とする旨の契約を締結しております。

### (3) 取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	6名 (1名)	141百万円 (3百万円)
監 査 役 (うち社外監査役)	5名 (4名)	12百万円 (3百万円)
合 計	11名	153百万円

(注) 1. 取締役の報酬限度額は年間200百万円（2007年6月の定時株主総会決議による）、監査役の報酬限度額は年間20百万円（1995年6月の定時株主総会決議による）であります。

2. 当事業年度末現在の当社役員の数、取締役6名（うち社外取締役1名）、監査役4名（うち社外監査役3名）であります。

### (4) 社外役員に関する事項

#### ① 重要な兼職の状況および当社との関係

区 分	氏 名	重要な兼職の状況	当社との関係
社外取締役	十 河 清	高知空港ビル株式会社 代表取締役社長	特別の関係はありません。

#### ② 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	活 動 状 況
取 締 役	十 河 清	当事業年度中に開催した取締役会14回すべてに出席し、主に経営者としての観点から審議に必要な発言を適宜おこないました。
監 査 役	寺 田 覚	当事業年度中に開催した取締役会14回すべておよび監査役会14回すべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から審議に必要な発言を適宜おこないました。
監 査 役	斉 藤 章	2019年6月19日就任以降開催の取締役会12回すべておよび監査役会11回すべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から審議に必要な発言を適宜おこないました。
監 査 役	前 田 和 秀	2019年6月19日就任以降開催の取締役会12回すべておよび監査役会11回すべてに出席し、自身の職務経験にもとづく知見から審議に必要な発言を適宜おこないました。

---

**(5) その他当社役員に関する重要な事項**

該当する事項はありません。

## 5 会計監査人に関する事項

### (1) 当社の会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

### (2) 当社の当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度にかかる会計監査人の報酬等の額	25百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬等の額は区分しておりませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証をおこなったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をしております。
3. 当社の子会社のうち、NIPPON KODOSHI KOGYO (MALAYSIA) SDN.BHD.はDeloitteの監査を受けております。
4. 当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、収益認識に関する会計基準に関する助言・指導業務についての対価を支払っております。

### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法および公認会計士法等の関係法令に違反あるいは抵触等した場合もしくは公序良俗に反する行為があったと判断した場合において、監査役会はその違反行為等の事実にもとづき当該会計監査人の解任または不再任の検討をおこない、解任または不再任が妥当と判断した場合には、監査役会規定に則り、会計監査人の解任または不再任を株主総会の付議議案とします。

---

## 6 当社の体制および方針

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制

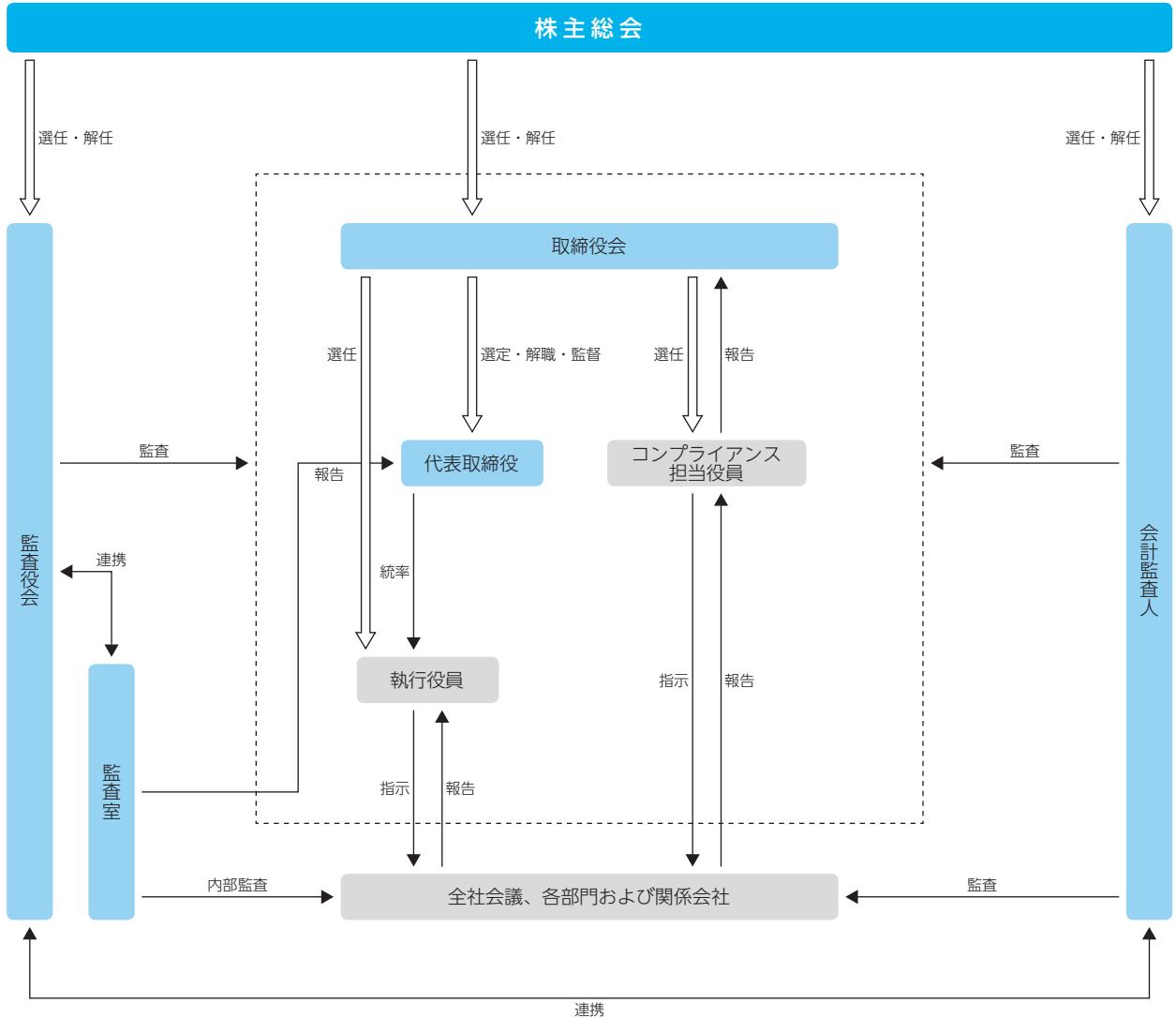
### 1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) コンプライアンス体制に関する統括責任者としてコンプライアンス担当役員を選任し、コンプライアンス関連諸規定および教育研修制度を整備し、同体制の強化に取り組んでおります。
- (2) 各部門から独立した組織である監査室は、職務の執行が法令および定款等に準拠し適正・妥当かつ合理的におこなわれているかを検証するため、年度計画にもとづく内部監査を実施し監査結果を経営トップに報告しております。
- (3) 部門間の内部けん制を働かせるため、各担当部門は、稟議制度の運用、社内規定の整備、人事管理、社内情報システム構築、情報開示および予算・実績管理等をおこなっております。
- (4) 使用人が、コンプライアンス上疑義がある行為等を認知した場合に相談および通報できる窓口として内部通報制度を導入・運用しております。

### 2. 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

関係法令等および社内規定にもとづき、取締役の職務執行にかかる情報の保存および管理を適切におこない、常時閲覧できるようにしております。

コーポレート・ガバナンス体制



---

### 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) コンプライアンス担当役員は、当社グループのリスク管理およびコンプライアンスに関する体制の整備に取り組み、各主管部門と連携しながら、環境、品質および災害等にかかるリスクについて、リスクの特定、発生 of 未然防止およびリスク発生時における影響の軽減等をはかるよう推進しております。
- (2) 当社は、地域特性として大地震等の大規模災害が発生するリスクを抱えていることから、「従業員の安全確保」および「お客様への供給責任を果たし、信用・信頼を維持すること」をBCP基本理念とし、南海トラフ地震の被害想定を前提に、米子工場での生産体制等も含め、ハード面の整備にとどまらず、計画の実効性・実用性について評価・改善に取り組んでおります。

### 4. 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

- (1) 毎月取締役会を開催し、経営に関する重要事項の決議や各事業の進捗状況を審議確認しております。また、コーポレート・ガバナンスの実効性を確保するため、執行役員制度を導入しており、取締役会において選任された執行役員が、取締役会および代表取締役の統括のもと、自己の分掌範囲について職務を遂行する体制の整備をはかっております。
- (2) 執行役員が、その職務執行にあたり、対処すべき課題および取り組むべき方向性等について意思統一をおこなう場として、経営会議を毎月、また必要に応じて適宜開催しており、機動的な対応が可能な体制をとっております。
- (3) 中期経営計画については、経営会議において関連部門との連携のもと策定しており、単年度の経営計画については、代表取締役の次期経営方針にもとづき各部門が新たな部門方針を策定し、速やかに全社に周知するとともに、期初に開く経営計画発表会等を通じ当社グループでの共有化をはかっております。

## 5. 当社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社「行動規範」の精神をグループ単位で共有し、実践できる体制づくりに取り組んでおります。
- (2) 当社は、子会社の取締役から職務執行状況について報告を受ける等、子会社の職務執行を監視・監督しております。
- (3) 社内規定にもとづき、子会社は重要な投資案件等について、事前に当社の承認を受けることとしております。
- (4) 監査室は、子会社における業務の適正性に関し、内部監査を実施しております。
- (5) 子会社は、当社との連携・情報共有を保ちつつ、自社の規模、事業の性質、機関の設計等会社の個性および特質を踏まえた内部統制システムを、自主的に整備することとしております。

## 6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および当該使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 当社の事業形態および規模等から判断し、監査役の職務を補助する使用人は置いておりませんが、今後事業拡大等によりその必要性が生じた場合には、監査役の意向も踏まえ、合理的な範囲で配置することとしており、当該使用人が監査役の指揮命令に従うものである旨を周知徹底しております。
- (2) 当該使用人の任命および異動等人事権にかかる事項の決定については、監査役の意向を反映させるよう配慮し、取締役からの独立性を確保しております。

---

## 7. 当社および子会社の取締役、使用人が当社の監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制ならびにその他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

- (1) 監査役が必要に応じて取締役または使用人から職務執行の状況について報告を受けることができる体制を整備するとともに、監査が実効的におこなわれることを確保するため、関連部門が監査役の業務を補助しております。
- (2) 子会社の取締役、使用人からの報告については、必要に応じて監査役へ報告する体制としております。
- (3) 内部通報の内容については、監査役にも報告する体制をとっております。

## 8. 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告をおこなった当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いをおこなわないことを当社グループの役職員に周知徹底しております。

## 9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは債務の処理にかかる方針に関する事項

監査役がその職務の執行について、必要な費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該請求にかかる費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理することとしております。

## 10. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方および体制

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力には組織として毅然と対応し、これらの団体と関係のある企業とは一切取引をおこないません。また、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合には、関係機関および地域協議会等と緊密な連携をとり、法的な対応も含め、適切な対処をおこなうよう取り組んでおります。

## 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要につきましては、次のとおりです。

- (1) 取締役会を14回開催し、経営に関する重要事項の決議や各事業の進捗状況を審議しました。また、執行役員は、経営会議において対処すべき課題や進むべき方向性等について討議しました。
- (2) 取締役、執行役員および各事業部門責任者で構成する月次報告会等を毎月定例で開催し、月間の活動状況および問題点ならびにその対応等の報告等をおこない、情報の共有化をはかりました。
- (3) 個人および組織のコンプライアンス意識の向上をはかるため、取締役・監査役、管理監督者を対象としてコンプライアンスに関する研修を実施するとともに、コンプライアンスに関する広報誌を全社に公開し、周知徹底をはかりました。
- (4) 「企業倫理ヘルプラインに関する規定」にもとづき内部通報制度を運用し、運用状況を定期的に取締役会に報告しました。
- (5) 常勤の監査役は、取締役会、経営会議等の会議に出席し、重要事項の決議状況や業務の執行状況の把握に取り組みました。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。ただし、比率の表示については四捨五入をおこなっております。

## 連結計算書類

### 連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	当連結会計年度 (2020年3月31日現在)	(ご参考) 前連結会計年度 (2019年3月31日現在)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>	<b>11,489,529</b>	<b>11,201,673</b>
現金及び預金	1,792,679	1,355,326
受取手形及び売掛金	4,139,584	3,865,809
商品及び製品	2,154,157	2,246,805
仕掛品	3,650	4,473
原材料及び貯蔵品	3,265,404	3,227,099
その他	134,052	502,159
<b>固定資産</b>	<b>10,815,355</b>	<b>11,281,227</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>9,612,969</b>	<b>9,903,004</b>
建物及び構築物	2,574,065	2,750,885
機械装置及び運搬具	4,425,464	4,344,331
土地	2,036,326	2,018,326
建設仮勘定	321,537	490,420
その他	255,575	299,040
<b>無形固定資産</b>	<b>41,789</b>	<b>52,200</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,160,596</b>	<b>1,326,022</b>
投資有価証券	213,440	265,154
繰延税金資産	808,904	898,241
その他	159,251	183,625
貸倒引当金	△21,000	△21,000
<b>資産合計</b>	<b>22,304,884</b>	<b>22,482,901</b>

科目	当連結会計年度 (2020年3月31日現在)	(ご参考) 前連結会計年度 (2019年3月31日現在)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>	<b>4,914,765</b>	<b>5,410,052</b>
支払手形及び買掛金	1,008,388	1,124,365
短期借入金	542,421	1,000,000
1年内返済予定長期借入金	1,156,597	1,262,418
未払金	961,485	1,006,863
未払法人税等	220,760	13,008
設備関係未払金	446,070	513,944
その他	579,042	489,452
<b>固定負債</b>	<b>2,679,667</b>	<b>2,819,890</b>
長期借入金	1,365,144	1,516,741
繰延税金負債	15,289	16,488
退職給付に係る負債	1,223,857	1,209,421
その他	75,376	77,240
<b>負債合計</b>	<b>7,594,433</b>	<b>8,229,943</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>	<b>14,973,684</b>	<b>14,497,537</b>
資本金	2,241,749	2,241,749
資本剰余金	3,942,071	3,942,071
利益剰余金	8,956,389	8,480,242
自己株式	△166,527	△166,527
<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>△263,232</b>	<b>△244,578</b>
その他有価証券評価差額金	△9,208	30,827
為替換算調整勘定	△90,392	△88,562
退職給付に係る調整累計額	△163,631	△186,843
<b>純資産合計</b>	<b>14,710,451</b>	<b>14,252,958</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>22,304,884</b>	<b>22,482,901</b>

## 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	当連結会計年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)		(ご参考) 前連結会計年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	
	売上高		13,099,452	
売上原価		10,369,735		11,082,930
売上総利益		2,729,716		3,290,393
販売費及び一般管理費		1,734,670		1,943,430
営業利益		995,046		1,346,963
営業外収益				
受取利息	3,661		5,879	
受取配当金	6,032		5,904	
受取保険金及び配当金	15,099		14,268	
助成金収入	2,500		2,780	
物品売却益	—		10,690	
その他	12,289	39,583	13,018	52,540
営業外費用				
支払利息	8,964		31,747	
為替差損	32,228		38,610	
固定資産除却損	22,024		14,141	
その他	709	63,926	1,925	86,424
経常利益		970,703		1,313,079
特別利益				
関係会社整理益	—	—	123,744	123,744
税金等調整前当期純利益		970,703		1,436,824
法人税、住民税及び事業税	189,335		29,000	
法人税等調整額	90,086	279,422	△87,317	△58,316
当期純利益		691,281		1,495,140
親会社株主に帰属する当期純利益		691,281		1,495,140

# 連結株主資本等変動計算書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	2,241,749	3,942,071	8,480,242	△166,527	14,497,537
当期変動額					
剰余金の配当			△215,133		△215,133
親会社株主に帰属する 当期純利益			691,281		691,281
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	476,147	－	476,147
当期末残高	2,241,749	3,942,071	8,956,389	△166,527	14,973,684

	その他の包括利益累計額					純資産 合計		
	そ 有 評 価	の 価 差 額	他 証 金	為 替 調	換 算 勘 定		退 職 給 付 累 計 額	そ の 他 の 利 益 合 計
当期首残高		30,827		△88,562		△186,843	△244,578	14,252,958
当期変動額								
剰余金の配当								△215,133
親会社株主に帰属する 当期純利益								691,281
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）		△40,035		△1,829		23,211	△18,654	△18,654
当期変動額合計		△40,035		△1,829		23,211	△18,654	457,493
当期末残高		△9,208		△90,392		△163,631	△263,232	14,710,451

## 計算書類

## 貸借対照表

(単位：千円)

科目	当事業年度 (2020年3月31日現在)	(ご参考) 前事業年度 (2019年3月31日現在)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>	<b>10,065,651</b>	<b>9,806,276</b>
現金及び預金	1,549,843	1,065,840
売掛金	3,795,515	3,493,891
商品及び製品	1,338,124	1,528,661
仕掛品	3,650	4,473
原材料及び貯蔵品	3,262,998	3,224,235
前払費用	41,617	7,723
その他	73,900	481,450
<b>固定資産</b>	<b>10,791,859</b>	<b>11,310,017</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>9,397,471</b>	<b>9,690,552</b>
建物	2,256,890	2,444,162
構築物	220,250	218,433
機械及び装置	4,296,475	4,212,473
車両運搬具	22,408	14,698
工具器具備品	144,660	186,452
土地	2,036,326	2,018,326
建設仮勘定	316,187	489,870
その他	104,271	106,135
<b>無形固定資産</b>	<b>41,789</b>	<b>52,200</b>
ソフトウェア	39,914	50,326
その他	1,874	1,874
<b>投資その他の資産</b>	<b>1,352,599</b>	<b>1,567,264</b>
投資有価証券	213,440	265,154
関係会社株式	313,754	313,754
繰延税金資産	687,152	825,729
その他	159,251	183,625
貸倒引当金	△21,000	△21,000
<b>資産合計</b>	<b>20,857,511</b>	<b>21,116,294</b>

科目	当事業年度 (2020年3月31日現在)	(ご参考) 前事業年度 (2019年3月31日現在)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>	<b>3,983,691</b>	<b>4,508,234</b>
買掛金	228,923	295,641
短期借入金	400,000	1,000,000
1年内返済予定長期借入金	1,156,597	1,262,418
未払金	954,996	936,620
未払費用	382,690	405,569
未払法人税等	220,760	13,008
預り金	22,475	46,937
設備関係未払金	446,070	513,944
その他	171,177	34,094
<b>固定負債</b>	<b>2,428,936</b>	<b>2,534,563</b>
長期借入金	1,365,144	1,516,741
退職給付引当金	988,415	940,581
その他	75,376	77,240
<b>負債合計</b>	<b>6,412,628</b>	<b>7,042,798</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>	<b>14,454,091</b>	<b>14,042,669</b>
資本金	2,241,749	2,241,749
資本剰余金	3,942,390	3,942,390
資本準備金	3,942,349	3,942,349
その他資本剰余金	40	40
利益剰余金	8,436,478	8,025,056
利益準備金	198,568	198,568
その他利益剰余金	8,237,909	7,826,487
別途積立金	7,173,525	6,173,525
繰越利益剰余金	1,064,384	1,652,962
自己株式	△166,527	△166,527
<b>評価・換算差額等</b>	<b>△9,208</b>	<b>30,827</b>
その他有価証券評価差額金	△9,208	30,827
<b>純資産合計</b>	<b>14,444,882</b>	<b>14,073,496</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>20,857,511</b>	<b>21,116,294</b>

# 損益計算書

(単位：千円)

科 目	当事業年度 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)		(ご参考) 前事業年度 (2018年4月1日から 2019年3月31日まで)	
売上高		12,795,765		13,273,472
売上原価		10,146,956		10,225,855
売上総利益		2,648,809		3,047,617
販売費及び一般管理費		1,667,569		1,785,786
営業利益		981,239		1,261,830
営業外収益				
受取利息	481		635	
受取配当金	6,032		5,904	
受取保険金及び配当金	15,099		14,268	
助成金収入	2,500		2,780	
物品売却益	—		10,690	
為替差益	—		10,098	
その他	12,014	36,128	9,351	53,727
営業外費用				
支払利息	5,568		20,199	
為替差損	30,977		—	
固定資産除却損	21,471		13,847	
その他	566	58,583	1,566	35,612
経常利益		958,784		1,279,945
特別利益				
関係会社整理益	—	—	107,864	107,864
税引前当期純利益		958,784		1,387,809
法人税、住民税及び事業税	181,571		12,727	
法人税等調整額	150,657	332,228	△169,878	△157,150
当期純利益		626,555		1,544,960

## 株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	2,241,749	3,942,349	40	3,942,390	198,568	6,173,525	1,652,962	8,025,056
当期変動額								
別途積立金の積立						1,000,000	△1,000,000	-
剰余金の配当							△215,133	△215,133
当期純利益							626,555	626,555
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								
当期変動額合計	-	-	-	-	-	1,000,000	△588,577	411,422
当期末残高	2,241,749	3,942,349	40	3,942,390	198,568	7,173,525	1,064,384	8,436,478

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△166,527	14,042,669	30,827	30,827	14,073,496
当期変動額					
別途積立金の積立			-		-
剰余金の配当		△215,133			△215,133
当期純利益		626,555			626,555
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			△40,035	△40,035	△40,035
当期変動額合計	-	411,422	△40,035	△40,035	371,386
当期末残高	△166,527	14,454,091	△9,208	△9,208	14,444,882

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

### 独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

ニッポン高度紙工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
高松事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 久保 誉一 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 池田 哲也 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ニッポン高度紙工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニッポン高度紙工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

ニッポン高度紙工業株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
高松事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 久保 誉一 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 池田 哲也 ㊞

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ニッポン高度紙工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第90期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告書 謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第90期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および各工場において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の社長およびその他役員等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年5月15日

ニッポン高度紙工業株式会社 監査役会

常勤監査役 鍋島宣彦 ㊞

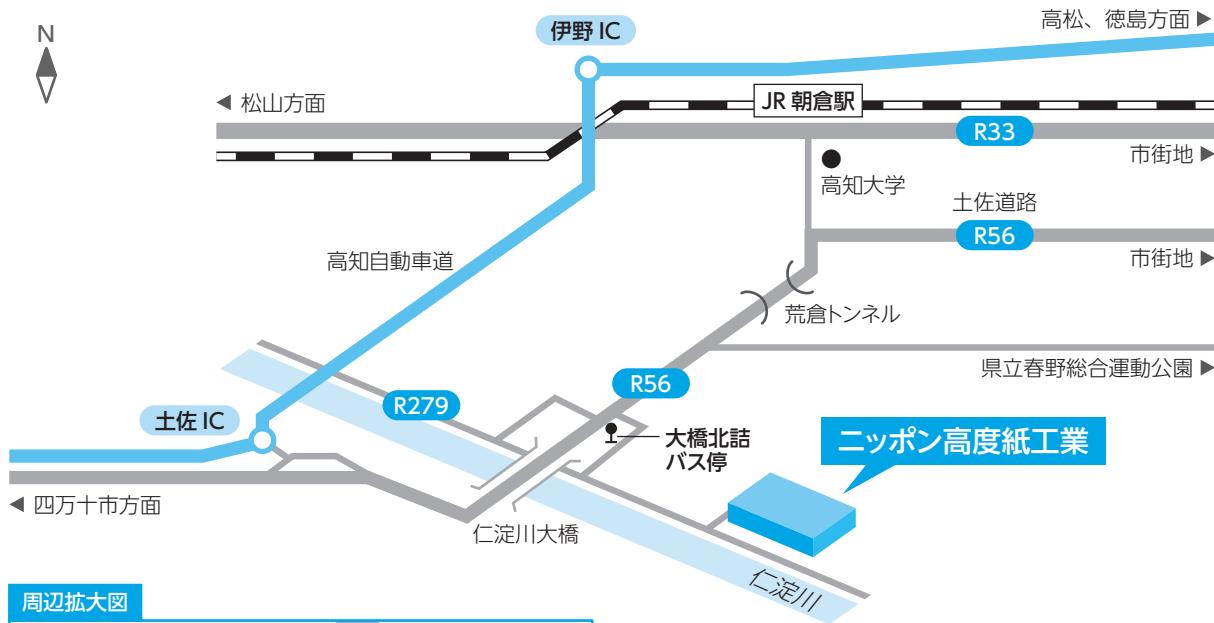
監査役（社外監査役） 寺田 寛 ㊞

監査役（社外監査役） 斉藤 章 ㊞

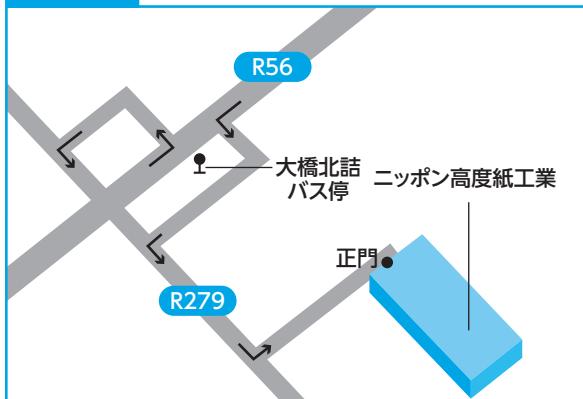
監査役（社外監査役） 前田和秀 ㊞

以上

# 第90回定時株主総会会場のご案内



## 周辺拡大図



高知県高知市春野町弘岡上 648 番地  
 当社本社 2 階ホール  
 電話 088-894-2321 (代表)

## バス 「とさでん交通バス」ご利用

高知市内から宇佐、高岡、須崎方面行きに乗車  
 「大橋北詰」バス停下車、徒歩15分

## お車またはタクシーご利用

高知龍馬空港より	約60分
JR高知駅より	約40分
JR朝倉駅より	約20分
高知自動車道土佐ICより	約15分